

改正

平成27年12月24日規則第39号

佐久市地下水保全条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市地下水保全条例（平成24年佐久市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(井戸設置の許可の申請)

第2条 条例第9条第1項の規定による申請は、井戸設置許可申請書（様式第1号）を提出することにより行うものとする。

2 条例第9条第1項に規定する規則で定める1日当たりの採取量の基準は、1日に採取する地下水の量の上限であって、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 井戸を設置しようとする一団の土地内において、当該設置しようとする井戸以外の井戸を現に設置している場合（条例第9条第1項に規定する井戸設置の申請又は条例第15条第1項若しくは条例附則第2項に規定する井戸設置の届出をしている場合を含む。以下同じ。）現に設置し、又は設置しようとする全ての井戸から採取する地下水の量を合計したもの

(2) 設置しようとする井戸の吐出口が複数ある場合 それぞれの吐出口から採取する地下水の量を合計したもの

(3) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）又は子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）を持つ法人が井戸を設置しようとする場合であつて、当該法人の親会社又は子会社（以下「関連会社」という。）が現に井戸を設置している場合（市長が必要と認める場合に限る。）当該法人若しくは現に関連会社が設置し、又は設置しようとする井戸から採取する地下水の量を合計したもの

(井戸設置の許可又は不許可の通知)

第3条 条例第9条第1項に規定する井戸設置の申請に対する処分は、井戸設置許可（不許可）決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(井戸設置の事前協議)

第4条 条例第10条第1項の規定による協議は、井戸設置事前協議書（様式第3号）を提出することにより行うものとする。

(事前協議終了の通知)

第5条 条例第10条第2項の規定による通知は、井戸設置事前協議済通知書（様式第4号）により行うものとする。

(許可の要件)

第6条 条例第11条第1項第2号の規則で定める範囲は、限界揚水量の80パーセント以内とする。

2 条例第11条第1項第3号に規定する周知の方法は、1日当たりの採取量が100立方メートル以上の井戸を設置しようとする場合にあつては、当該設置しようとする井戸の計画等の説明会の開催とし、1日当たりの採取量が100立方メートル未満の井戸を設置しようとする場合にあつては、当該設置しようとする井戸の計画等について記載した標識（様式第5号）の設置又は文書の配布とする。

3 条例第11条第1項第4号に規定する影響調査は、1日当たりの採取量が100立方メートル以上の井戸を設置しようとする場合に限り行うものとし、その調査方法は揚水試験によるものとする。

(地下水採取量、水位及び水質の報告)

第7条 条例第11条第4項第2号に規定する規則で定める測定又は検査の方法は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものとする。

(1) 採取量の測定 1日当たりの採取量及び1か月の合計採取量の計量

(2) 水位の測定 月ごとの動水位及び自然水位の計測

(3) 水質の検査 当該井戸に係る法令等の規定に基づく検査

2 条例第11条第4項第2号の規定による報告は、翌月の10日までに井戸使用状況報告書（様式第6号）により行うものとする。

(地下水の採取量の減少又は採取の中止の基準)

第8条 条例第11条第4項第3号及び第5号に規定する地下水の採取量を減少させ、又は地下水の採取を中止する基準は、当該設置許可を受けた井戸又は周辺の井戸の自然水位について、それぞれ地下水の採取を開始した日（以下「採取開始日」という。）以後1年間における同じ月（採取開始日から1年を経過しない場合にあつては、採取開始日の属する月）の自然水位（以下「基準水位」という。）と比較し、次の表の左欄に定める自然水位の低下がみられたときは、その低下の区分に応じ、右欄に定める採取率をそれぞれの井戸における1日当たりの採取量に乗じて得た量を当該井戸の1日当たりの地下水を採取できる量の上限とし、又は地下水の採取を中止するものとする。

区分	採取率等
1 m以上 2 m未満	80%
2 m以上 3 m未満	60%
3 m以上 4 m未満	40%
4 m以上	中止

2 前項の規定による地下水の採取量の減少又は採取の中止は、水位の低下等がみられた井戸における自然水位について、3か月連続で基準水位に達したと市長が認めるまでの間、行うものとする。
（井戸設置工事の届出及び検査通知）

第9条 条例第12条第1項の規定による届出は、井戸完成届出書（様式第7号）により行うものとする。

2 条例第12条第2項の規定による通知は、井戸設置完了検査通知書（様式第8号）により行うものとする。
（地下水採取の開始届）

第10条 条例第13条の規定による届出は、地下水採取開始届出書（様式第9号）により行うものとする。条例第9条第2項及び条例附則第2項の規定による届出も同様とする。
（井戸設置の届出）

第11条 条例第15条第1項の規定による届出は、井戸設置届出書（様式第10号）を提出することにより行うものとする。
（井戸設置の届出に係る受理の通知）

第12条 条例第15条第2項の規定による通知は、井戸設置届出受理通知書（様式第11号）により行うものとする。
（許可及び届出の承継の届出）

第13条 条例第16条第3項の規定による届出は、承継届出書（様式第12号）により行うものとする。
（廃止の届出）

第14条 条例第17条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、許可井戸等廃止届出書（様式第13号）により行うものとする。
（報告の徴収）

第15条 条例第18条の規定により報告させることができる事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 地下水を採取している井戸の水位
 - (2) 1日当たりの採取量の実績
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- （立入調査員証）

第16条 条例第20条第3項に規定する身分を示す証明書は、地下水保全立入調査員証（様式第14号）によるものとする。
（氏名等の公表）

第17条 条例第24条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について、市のホームページに掲載して行う。

- (1) 命令を受けた者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、その住所、名称及び代表者の氏名）
 - (2) 命令の内容
- （措置の届出）

第18条 条例第25条の規定による届出は、措置完了届出書（様式第15号）により行うものとする。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。
(佐久市自然環境保全条例施行規則の一部改正)
- 2 佐久市自然環境保全条例施行規則(平成18年佐久市規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

(4) 井戸(人力井及び自噴井を含み、公共用のものを除く。)の設置 揚噴水量が1日当たり10立方メートル

(5) (1)から(4)までに掲げるもの以外の土地の形質の変更 面積500平方メートル

」

を

「

(4) (1)から(3)までに掲げるもの以外の土地の形質の変更 面積500平方メートル

」

に改める。

別表第2中

「

(4) 井戸(人力井及び自噴井を含み、公共用のものを除く。)の設置 揚噴水量が1日当たり5立方メートル

(5) (1)から(4)までに掲げるもの以外の土地の形質の変更 面積50平方メートル

」

を

「

(4) (1)から(3)までに掲げるもの以外の土地の形質の変更 面積50平方メートル

」

に改める。

附 則(平成27年12月24日規則第39号)

この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日から施行する。

年 月 日

（申請先）佐久市長

住 所

氏 名

Ⓔ

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職氏名）

井戸設置許可（変更・更新）申請書

佐久市地下水保全条例（第14条第4項において準用する）第9条第1項の規定により、次のとおり井戸の設置（許可）について、許可（の変更・更新）を申請します。

事前協議番号		第 号
採取する地下水の使用目的		
井戸の設置予定場所		
井戸	井戸の名称又は番号	
	深度（地表面下m）	
	口径（mm）	
	ストレーナーの位置（地表面下m）	m ~ m m ~ m
揚水機	種類・型式	
	原動機の出力（kw）	
	1時間当たりの揚水能力（m ³ /h）	
	吐出口径（mm）	
	揚程（m）	
採取量	1日当たりの採取量（m ³ /日）	
	年間採取量	
	年間稼働日数	
	1日当たりの採取時間	
井戸設置工事の着手予定年月日		年 月 日
井戸設置工事の完了予定年月日		年 月 日

周辺の住民及び地下水採取者に対して実施した周知の内容			
周辺の既存井戸への影響調査の実施日及び結果		実施年月日	年 月 日
※整理番号	許可第 号	※受付年月日	
備考 1 井戸の深さ及びストレーナーの位置は、地表からの深さを記入すること。 2 変更許可申請の場合は、変更のあった事項のみ記入すること。 3 ※印の欄は記入しないこと。 4 井戸の位置を示す図面（案内図）を添付すること。 5 井戸設置場所の登記簿の謄本及び公図の写しを添付すること。 6 電気探査による ρ -a 曲線図又は柱状図を添付すること。 7 揚水機のカatalogを添付すること。 8 揚水試験の結果（限界揚水量等）を添付すること。 9 2又は許可の更新の場合は、井戸設置許可決定通知書及び変更許可を受けたことがある場合にあつては、変更許可決定通知書を添付すること。			

第 号
年 月 日

様

佐久市長 印

井戸設置許可（不許可）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった井戸の設置の許可（の変更・更新）について、審査の結果、次のとおり許可（不許可）としますので、佐久市地下水保全条例（第14条第4項において準用する）第9条第1項の規定により通知します。

許 可 番 号	第 号
井戸の設置場所	
決 定 区 分	設置・許可の変更・許可の更新
	許 可 ・ 不 許 可
決 定 の 理 由	
決定に際しての条件	

（備考）

この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

年 月 日

（協議先）佐久市長

住 所

氏 名

Ⓜ

（法人にあつては、主たる事務所の所在地
 及び名称並びに代表者の職氏名）

井戸設置事前協議書

佐久市地下水保全条例第10条第1項の規定により、次のとおり井戸の設置について協議します。

採取する地下水の使用目的			
井戸の設置予定場所			
井戸	井戸の名称又は番号		
	深度（地表面下m）		
	口径（mm）		
	ストレーナーの位置（地表面下m）	m ～	m
		m ～	m
揚水機	種類・型式		
	原動機出力（kw）		
	1時間当たりの揚水能力（m ³ /h）		
	吐出口径（mm）		
	揚程（m）		
1日当たりの採取量の算定根拠			
井戸設置工事の着手予定年月日		年	月 日
地下水採取開始予定年月日		年	月 日
周辺の住民及び地下水採取者に対する周知の方法並びに周知期間			
既存井戸への影響調査方法並びに対象とする周辺の既存井戸の位置			
※整理番号	協議第 号	※受付年月日	
備考 1 ※印の欄は記入しないこと。			
2 井戸の位置を示す図面（案内図）を添付すること。			
3 事業者の場合は、事業の規模、事業計画書等を記載した書面を添付すること。			
4 1日当たりの採取量の算定根拠、既存井戸の位置図を添付すること。			

第 号
年 月 日

様

佐久市長 図

井戸設置事前協議済通知書

あなたが 年 月 日に提出した井戸設置の計画について、事前協議が終了したので、次のとおり佐久市地下水保全条例第10条第2項の規定により通知します。

協議番号	第 号
井戸の設置予定場所	
その他注意事項等	

標 識

90cm以上																	
90cm 以上	井戸設置の概要																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">標識設置年月日</td> <td style="padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">井戸を設置する 地名及び地番</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">設 置 者</td> <td style="padding: 5px;">住 所 氏 名 (電話 ())</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">採取する地下水の使用目的</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">設置をしようとする井戸の概要</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">設置をしようとする揚水機の概要</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">1日当たりの採取量</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">この計画について、説明を受けたい方は、設置者にご連絡ください。 この標識は、佐久市地下水保全条例施行規則の規定に基づく事前表示です。</td> </tr> </table>	標識設置年月日	年 月 日	井戸を設置する 地名及び地番		設 置 者	住 所 氏 名 (電話 ())	採取する地下水の使用目的		設置をしようとする井戸の概要		設置をしようとする揚水機の概要		1日当たりの採取量		この計画について、説明を受けたい方は、設置者にご連絡ください。 この標識は、佐久市地下水保全条例施行規則の規定に基づく事前表示です。	
	標識設置年月日	年 月 日															
	井戸を設置する 地名及び地番																
	設 置 者	住 所 氏 名 (電話 ())															
	採取する地下水の使用目的																
	設置をしようとする井戸の概要																
	設置をしようとする揚水機の概要																
	1日当たりの採取量																
	この計画について、説明を受けたい方は、設置者にご連絡ください。 この標識は、佐久市地下水保全条例施行規則の規定に基づく事前表示です。																
80cm 以上																	
80cm 以上	地表面																

- (注)・標識は、白色とし、文字及び仕切り線は黒色とすること。
- ・標識は、風雨等により破損又は倒壊しない材料により作成し、文字は不鮮明にならない塗料を使用すること。
 - ・設置者が法人のときは、設置者欄には主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職氏名を記載すること。

年 月 日

（報告先）佐久市長

住 所

氏 名

Ⓔ

（法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の職氏名）

井戸使用状況報告書

佐久市地下水保全条例第11条第4項第2号の規定により、井戸の使用状況について次のとおり報告します。

年 月分

井戸の設置場所 佐久市

井戸設置許可番号	許可第 号	
採 取 量	1日当たりの採取量	立方メートル
	当月の総採取量	立方メートル
地下水の水位 計測実施日 及び計測結果	動水位計測実施日	年 月 日
	動水位（揚水機稼働時）	地表面下 メートル
	自然水位計測実施日	年 月 日
	自然水位（揚水機停止時）	地表面下 メートル
	稼働時と停止時の水位差	メートル
水 質 検 査 実 施 日 及 び 検 査 結 果	水質検査実施日	年 月 日

備考 水質検査結果欄には、根拠となる法令等の名称と検査の結果その法令等に定める基準に適合したか否かを記載し、水質検査結果報告書を添付すること。

年 月 日

(届出先) 佐久市長

住 所

氏 名

Ⓜ

(法人にあつては、主たる事務所の所在地
 及び名称並びに代表者の職氏名)

井戸完成届出書

佐久市地下水保全条例第12条第1項の規定により、許可を受けた井戸について次のとおり完成したので届け出ます。

井戸設置許可年月日		年 月 日	許可第 号
井戸の設置場所			
工事完了年月日		年 月 日	
井戸	深度（地表面下m）		
	口径（mm）		
	ストレーナーの位置（地表面下m）	m ~ m	m ~ m
揚水機	種類・型式		
	原動機出力（kw）		
	1時間当たりの揚水能力（m ³ /h）		
	吐出口径（mm）		
	揚程（m）		
採取量	1日当たりの採取量（m ³ /日）		
	自然水位（地表面下m）		
	揚水水位（地表面下m）		

第 年 月 号
日

様

佐 久 市 長

圖

井戸設置完了検査通知書

佐久市地下水保全条例第12条第2項の規定により、井戸設置の完了について次のとおり検査したので通知します。

通 知 番 号	第 号	
井戸の設置場所		
井戸完成年月日	年 月 日	
完了検査年月日	年 月 日	
井 戸	深度（地表面下m）	
	口径（mm）	
	ストレーナーの位置（地表面下m）	m ~ m m ~ m
揚 水 機	種類・型式	
	原動機出力（kw）	
	1時間当たりの揚水能力（m ³ /h）	
	吐出口径（mm）	
	揚程（m）	
検 査 結 果		

年 月 日

（届出先）佐久市長

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の職氏名）

地下水採取開始届出書

佐久市地下水保全条例第13条（第9条第2項・附則第2項）の規定により、次のとおり地下水の採取の開始を届け出ます。

井戸設置許可番号	許可第 号
採取する地下水の使用目的	
井戸の設置場所	
井戸設置完了検査通知年月日	年 月 日 第 号
地下水採取開始予定年月日	年 月 日
1日当たりの採取量（ m^3 /日）	
年間採取量	
年間稼働日数	
1日当たりの採取時間	

備考 条例第9条第2項又は附則第2項による届出の場合は、井戸設置許可番号欄、井戸設置完了検査通知年月日欄及び地下水採取開始予定年月日欄は、記入不要です。ただし、条例附則第2項による届出にあつては、条例施行日に設置工事に着手している場合に限り地下水採取開始予定年月日を記入すること。

年 月 日

（届出先）佐久市長

住 所

氏 名

Ⓔ

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職氏名）

井戸設置届出書

佐久市地下水保全条例第15条第1項の規定により、次のとおり井戸の設置について、届け出ます。

採取する地下水の使用目的			
井戸の設置予定場所			
井戸	深度（地表面下m）		
	口径（mm）		
	ストレーナーの位置（地表面下m）	m ~ m	m ~ m
揚水機	原動機出力（Kw）		
	1時間当たりの揚水能力（m ³ /h）		
	吐出口径（mm）		
採取量	1日当たりの採取量（m ³ /日）		
	年間採取量		
	年間稼働日数		
	1日当たりの採取時間		
井戸設置工事の着手予定年月日		年	月 日
井戸設置工事の完了予定年月日		年	月 日
※整理番号	受理第 号	※受付年月日	
備考	1 ※印の欄は記入しないこと。 2 井戸の位置を示す図面を添付すること。 3 揚水機等のカタログを添付すること。 4 市長が必要と認めるときは、次の図面等を添付すること。 （1）電気探査によるρ-a曲線図又は柱状図 （2）その他市長が必要と認めるもの		

第 号
年 月 日

様

佐久市長 図

井戸設置届出受理通知書

年 月 日付けで届出のあった井戸設置届出書を受理しましたので、佐久市地下水保全条例第15条第2項の規定により通知します。

受 理 番 号	第 号
井戸の設置場所	
その他注意事項等	

年 月 日

（届出先）佐久市長 様

住 所

氏 名

Ⓜ

（法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の職氏名）

承継届出書

井戸に係る設置者の地位を承継したので、佐久市地下水保全条例第16条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

井戸設置許可番号 井戸設置届出受理番号	年 月 日 第 号		
井戸の設置場所			
承 継 前	住所		
	氏名		
	連絡先		
承 継 後	住所		
	氏名		
	連絡先		
承継年月日			
承継の理由	1 譲渡 2 借受 3 相続 4 贈与 5 合併 6 その他（具体的に)		
※整理番号	受理第 号	※受理年月日	

- 備考 1 届出は、承継を受ける者が行うこと。
2 ※印の欄は記入しないこと。
3 承継を証する書面を添付すること。

年 月 日

(届出先) 佐久市長

住 所

氏 名

Ⓜ

(法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の職氏名)

許可井戸等廃止届出書

許可を受けた(届出した)井戸を次のとおり廃止したので、佐久市地下水保全条例第17条第2項又は第4項の規定により届け出ます。

井戸設置許可番号 井戸設置届出受理番号	年 月 日 第 号
井戸の設置場所	
井戸廃止年月日 地下水採取中止年月日	年 月 日
廃止の理由	
廃止後の措置	

備考 廃止後の措置が確認できる写真を添付すること。

（表面）

第 号

地下水保全立入調査員証

次の者は、佐久市地下水保全条例第20条第3項の規定による立入調査を行う職員であることを証明する。

所 属

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日生

年 月 日発行

佐久市長 印

（裏面）

佐久市地下水保全条例（抜粋）

（立入調査等）

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員又は市長が委任した者（以下「職員等」という。）に地下水採取者が現に地下水を採取している井戸（以下「採取井戸」という。）が設置してある土地又は地下水採取者の事業所若しくは事務所に立ち入り、必要な調査又は検査（以下「調査等」という。）をさせることができる。

2 前項の規定により調査等を行う職員等は、立入の際、あらかじめその旨を地下水採取者又は同項に規定する土地を利用する権原を有する者に告げなければならない。

3 第1項の規定により調査等を行う職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項の規定による調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（用紙の大きさ 縦6.5センチメートル、横9センチメートル）

年 月 日

(届出先) 佐久市長

住 所

氏 名

Ⓜ

(法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の職氏名)

措置完了届出書

年 月 日に勧告(命令)を受けた事項については、次のとおりその措置をとりましたので、佐久市地下水保全条例第25条の規定により届け出ます。

井戸設置許可番号 井戸設置届出受理番号	年 月 日 第 号		
井戸の設置場所			
勧告又は命令の内容			
措置の内容			
※整理番号	受理第 号	※受付年月日	

- 備考 1 ※印の欄は記入しないこと。
2 措置の内容が分かる図面、写真等を添付すること。